

公立大学法人尾道市立大学 第二期中期計画

目次

- 第1 はじめに
- 第2 中期計画の期間
- 第3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第7 自己点検・評価及び情報の提供及び広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
- 第9 予算、収支計画及び資金計画
- 第10 短期借入金の限度額
- 第11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第12 剰余金の使途
- 第13 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項

第1 はじめに

尾道市立大学は「知と美の探究と創造」を建学の基本理念として、経済情報学部と芸術文化学部の2学部からなる、ユニークな公立大学である。経済情報、日本文学、美術の3学科は、瀬戸内の要衝として栄えた尾道の歴史、優れた文化と芸術を創造してきた尾道の伝統を現したものであり、これまで地域社会や国際社会に貢献する多くの有為な人材を育成してきた。

大学を取りまく環境は、少子化と人口減少、グローバル化の進展によって大きく変化している。その中で、次代を担う若者が、確かな学力と豊かな教養、自主的に考え行動できる主体性と積極性をもつことがますます重要になっている。これを実現するために尾道市立大学は、少人数教育の特長を生かし、「何事にも好奇心を持ち、積極的にチャレンジできる学生が育つ大学」「一人一人が成長を実感できる大学」「地域に入り、地域で学び、地域に還していく大学」の実現を目指す。

重点課題

1. ユニークな学部・学科編成を生かした教養教育の充実と体系的な専門教育の実現を図る。
2. 幅広い視野と豊かな人間性をもち、リーダーシップ能力を備え、国際的に通用する知識と技能を持った学生を育てる。
3. 高度な専門的知識と技能、独創的な表現力、高いコミュニケーション能力を持った人材を育成するカリキュラムと教育方法を開発し共有する。
4. 研究者一人一人が質の高い優れた研究活動と創作活動を不断に行い、国内外に発信していく。
5. 尾道の歴史と伝統を学び、尊重し、「地域を学びの場」として生かす教育・研究を実践していく。

第2 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間とする。

第3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 質の高い体系的な教育課程の編成

- 教養科目と専門教育科目が連携した履修モデル（コア科目）を整備し、基本理念の実現に直結するカリキュラムマップを作成する。
- 学士課程及び大学院課程の提供科目にナンバリングを導入し、より体系的な教育を展開する。
- 基礎的学力の修得とともに論理的思考力、判断力、表現力を高める教育手法を充実させる。また、プレゼンテーションやフィールドワークを重視した、アクティブ・ラーニングを全学的に実施する。
- 教学データの蓄積と分析を有効に行い、要対応学生を早期に把握し、リメディアル教育や少人数教育による個別指導の充実を図る。

(2) 幅広い視野と豊かな人間性を持ち、国際的に通用する人材の育成

- 社会科学と人文、芸術系を幅広く学ぶ本学独自の教養科目を充実させる。
- 海外留学等のプログラムの充実・促進を図るとともに、地域の歴史や文化への理解を深める中で、国際社会と積極的に関わることが出来る人材を育成する。
- 適切な学期制の検討、効果的な外国語授業の実施等によって、国際的に通用する教育プログラムを実施する。
- 教養教育をより充実するため、責任ある実施・運営体制を整備するとともに、教養科目の見直し、充実に取り組む。

(3) 専門的知識と技能を身につけ、社会に貢献できる人材の育成

- 組織的な教育実施体制を強化するため、入学から卒業・修了までの一貫した組織的な教育・学修支援体制を構築、並びにより厳格で公正な成績評価の実施など、高度な専門的知識と技能を持った人材を育成する。
- 将来目標を意識しながら、実体験を通じて学ぶインターンシップ・プログラムや事前・事後学習等を、学部・学科の専門教育と繋がった体系的なものとする。

(4) 教育力の向上

- アクティブ・ラーニングの充実や外国語による授業の実施等に向け、教員個々の教育力を向上させるファカルティ・ディベロップメント活動を全学的に展開する。

- 全学ディプロマ・ポリシーを具体的にしたカリキュラムとその自主学習を促進するポートフォリオシステムを整備し充実させる。

(5) 学生の受入れ

- 3つのポリシーが本学の理念・目標、学部・学科の特性を踏まえたものとなっているかを検証しつつ、それを高校生や市民等に分かりやすく具体的に伝える取り組みを強化する。
- 大学の理念や各学部・学科の教育・研究活動を具体的に分かりやすく情報発信する広報活動を強化する。
- 少子化の進行や、全国的な入試制度改革の変化に対応した、入試制度の改革と見直しを行う。
- 地元地域の高校や高校生に対する効果的な広報活動を行う。

(6) 大学院教育

- 経済情報研究科・日本文学研究科では専門能力を生かした研究者・指導者養成、美術研究科にあつては持続的な創作活動に携わる作家・デザイナーの養成を目指してカリキュラムを充実させる。
- 学部生の内部進学を進めるため、学部・大学院一貫教育プログラムの開発・整備に取り組む。
- アドミッション・ポリシーに適合する十分な能力と意欲を持つ人材について、本学学部卒業生や社会人、留学生など多様な分野からの受入れを推進する。

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究の活性化

- 国内外の学会・研究会議での発表、査読付き専門誌や学会誌への論文投稿、展覧会の開催、学内外の研究者との共同研究等を促進し、研究の活性化に取り組む。
- 教員、学生等の研究活動を公開するコンテンツを設けて、研究活動の成果を社会に還元する。

(2) 研究の実施体制

- 学内研究費を活用した教員の個人研究・共同研究を推進するとともに、科学研究費補助金等外部資金への申請率を教員の70%以上となるよう取り組む。
- サバティカル制度の充実、学内競争的資金等の活用により、学内外の共同研究を推進する。

3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習の支援

- ポートフォリオ・自己評価カルテを用いた学生自身による自己管理と、共

有化した情報を活用したチューター等によるきめ細かな学習支援・進路支援に取り組む。

- 成績不良者・退学者数を減ずる課題整理と体制整備を行う。
- 障害のある学生に対する修学支援を強化するため、障害に関する研修を実施するとともに、サポート学生を養成し、ピアサポート体制を構築する。

(2) 学生生活の支援

- 学生の経済状態、心身の健康状態、アルバイトや課外活動など、学生生活全般の状況を的確に把握し、指導する体制を整備する。
- 教職員が連携し、学生の自主性を尊重しつつ、成績や適性に応じた進路支援体制を構築する。
- 学生生活に困難・問題が生じた場合の対応について、危機管理マニュアルやハラスメント防止マニュアルを含めて点検・見直しを行い、より効果的なサポート体制を確立する。

(3) キャリア形成の支援

- 国内外のインターンシップや実践的な演習を取り込んだ、キャリア教育科目の体系的な整備を図る。
- 社会人基礎力を育成する課外講座を実施する。企業等との連携によるセミナーを開催し、学生への情報発信、職業観・勤労観の育成を図る。
- 関係部署が連携して、卒業生の進路・活動の実態を把握して、キャリア形成に役立つ情報の整備と共有化を行う。

(4) 経済的支援

- 奨学金制度の学内への周知や授業料減免制度の改善などにより、生活面での学生支援体制の整備を行う。また、学生への支援費がより利用しやすくなるように、制度の改善及び利用の促進を行う。

第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域社会との連携・協働

- 地域との交流・連携により、地域を学びの場とする教育、地域課題に取り組む科目の充実を図るとともに、その研究成果を地域に還元する。

(2) 地域への学習機会の提供

- 地域との交流の場を増加させるとともに、公開講座・公開授業等生涯学習の場を毎年50件以上創出する。

2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) グローバル化の推進

- 海外大学との提携を増やし、提携校との交換留学を拡大し、受入れ留学生数及び本学からの留学学生数をそれぞれ50人以上を目指す。また、本学学部・学科と提携校との学術交流プログラムを開発するとともに、教員間の共同研究を推進する。
- 学内の留学生のための日本語教育、生活サポート、そのための国際交流センターの諸機能を充実し強化する。

第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育研究組織の充実

- 大学の理念・目標にふさわしい教育実施体制を強化するため、科目配当・教員配置の見直し、継続的な教育・学修支援体制の構築など、全学的な教学マネジメントを確立する。

(2) 業績評価制度の確立

- 教育、研究、大学運営、地域貢献等の各領域における業績評価の方法と評価基準を確立するとともに、その評価を適正に運用するための制度を策定する。

(3) 事務処理の改善・効率化

- 重点取り組み項目について、部局を越えた業務実施体制を構築する。また、事務組織、事務処理方法等を不断に見直し、業務の適正化と効率化を推進する。

第6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 資源の適正配分

- 大学運営経費の妥当性を検証し、経費節減を図るとともに、第2期中期財政計画に基づき、予算の重点化と戦略的活用を図る。
- 大学の戦略に即した経営資源（人的資源・物的資源・資金）の適正配分を行う。

(2) 外部資金等の獲得

- 外部資金の獲得に向け、科学研究費補助金等の学外の競争的資金への申請数を増加させるとともに、情報収集や経験交流など組織的な支援を行うことで、採択率の向上に取り組む。
- 地域からのニーズに応え、受託研究件数の10%以上の増加に向け、取り組む。

第7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 自己点検・評価の充実

- 客観的な達成水準や指標に基づいた自己点検・評価を実施し、評価結果を教育研究活動及び業務運営の改善に結びつける。

(2) 情報公開及び広報活動の推進

- 尾道市立大学のブランド力の向上を図るために、ウェブサイトなど各種メディアを利用した学内情報の迅速な公開を行う。また、効果的な広報活動のため、新たなメディアの活用を積極的に推進する。
- 学生が主体となった教育研究活動、ゼミ活動、サークル活動、卒業生の活躍等の情報発信を積極的に推進する。

第8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設・設備の整備と活用

- 将来にわたってキャンパスの機能性を維持、向上させるため、キャンパス整備計画を策定し、計画的に整備・改修を行う。

(2) リスクマネジメントの強化及び法令遵守の推進

- 事故、災害等の未然防止のためのリスク管理と、発生した際に適切に対処する危機管理体制を不断に見直し、教職員・学生に対する教育、研修を推進するとともに、関係機関との連携強化を図る。
- 学内外の研修機会の増加、OJT等により、全教職員が参加するファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント活動を充実させ、コンプライアンスの徹底や教職員の能力向上に取り組む。

第9 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算（平成30年度から平成35年度まで）

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|----------|
| 収入 | |
| 運営費交付金収入 | 2, 4 2 2 |
| 補助金収入 | 1 |
| 学生納付金収入 | 5, 7 1 8 |
| 雑収入 | 3 4 |
| 外部資金等収入 | 5 0 |
| 目的積立金取崩収入 | 1 4 1 |
| 借入金収入 | 0 |
| 計 | 8, 3 6 6 |
| 支出 | |
| 一般管理費 | 7 9 4 |
| 人件費 | 5, 4 9 1 |
| 教育研究経費 | 1, 9 1 0 |
| 外部資金等経費 | 5 0 |
| 補助金事業経費 | 1 |
| 施設等整備費 | 1 2 0 |
| 計 | 8, 3 6 6 |

注 平成29年度の額を基礎として、平成30年度以降の予算額を試算している。金額については、見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において再計算され決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中 総額 5, 4 9 1百万円を支給する。

- ※ 人件費の見積りについては、中期目標期間の人員を見込んで平成29年度の人件費見込み額を基に、役員報酬及び教職員の給料、諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものであり、ベースアップ分は含まない。
- ※ 退職手当については、公立大学法人尾道市立大学教職員退職手当規程に基づき支給し、当該年度において算定された相当額が運営費交付金として財源措置される。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝普通運営費交付金＋特別運営費交付金

① 普通運営費交付金

- ・ 法人の運営に係る標準的な経費・収入を算定し、その財源不足を補うために交付される。
- ・ 各事業年度の普通運営費交付金は、直近年度の決算額を基準として、各事業年度の予算編成過程において所要額が精査される。

② 特別運営費交付金

- ・ 標準的な経費で対応できない特定目的の経費である授業料減免、退職手当、大規模修繕等、年度の事情により経費が変動する事業の財源に充てるために交付される。各事業年度の予算編成過程において所要額が精査される。

(2) 収支計画（平成30年度から平成35年度まで）

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 費用の部 | |
| 経常費用 | 8, 248 |
| 業務費 | 7, 055 |
| 教育研究経費 | 1, 514 |
| 外部資金等経費 | 50 |
| 人件費 | 5, 491 |
| 一般管理費 | 785 |
| 財務費用 | 2 |
| 減価償却費 | 406 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | |
| 経常収益 | 8, 170 |
| 運営費交付金収益 | 2, 378 |
| 学生等納付金収益 | 5, 625 |
| 外部資金等収益 | 50 |
| 補助金収益 | 1 |
| 雑益 | 34 |
| 資産見返負債戻入 | 82 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 80 |

| | |
|-------------|-----|
| 資産見返物品受贈額戻入 | 2 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純損益 | △78 |
| 目的積立金取崩額 | 78 |
| 総利益 | 0 |

注 収支計画と予算及び資金計画との額の違いは、資産取得及び減価償却に係るものである。

(3) 資金計画（平成30年度から平成35年度まで）

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|-------|
| 資金支出 | 8,366 |
| 業務活動による支出 | 7,932 |
| 投資活動による支出 | 119 |
| 財務活動による支出 | 315 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | 8,366 |
| 業務活動による収入 | 8,225 |
| 運営費交付金収入 | 2,422 |
| 学生納付金収入 | 5,718 |
| 外部資金等収入 | 51 |
| 雑収入 | 34 |
| 投資活動による収入 | 141 |
| 財務活動による収入 | 0 |

第10 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

1億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第12 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

第13 尾道市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

(2) その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

【 参考資料 】 計画項目数比較表

| 項 目 | 第2期 | 第1期 |
|---------------------------------------|------|------|
| 第3 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 33 | 71 |
| 1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | (19) | (41) |
| 2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | (4) | (11) |
| 3 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置 | (10) | (19) |
| 第4 地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 4 | 17 |
| 1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置 | (2) | (11) |
| 2 国際交流に関する目標を達成するためにとるべき措置 | (2) | (6) |
| 第5 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 3 | 10 |
| 第6 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 4 | 11 |
| 第7 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 3 | 5 |
| 第8 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 | 3 | 10 |
| 計 | 50 | 124 |

※ () 内は、大項目内の中項目数